

明治40年時における綿糸紡績会社株主名簿の分析 株式仲買人の台頭、専門経営者の進出

鈴木 恒夫、小早川 洋一、和田 一夫

はじめに

本稿の目的は、明治40年時における綿糸紡績会社33社、延べ16,551名の株主名簿のデータにもとづき、株主・所有株式数について分析することである。前稿(注1)の主要な課題の一つは、株主の所得水準をも明らかにし、わが国紡績会社の初期の出資の実態の一端を明らかにすることであった。前稿でも記したが、われわれは、現在、同年時における全国の会社を対象に「ネットワーク」の分析を行なっており(注2)、本稿は、紡績会社に限定するものではあるが、このネットワークを構成する人物の株式所有状況を観察することを目的としている。紡績産業を素材にしてネットワークとの関係、ことに役員と並んでネットワークに属する人物全体の株式保有については、既に検討を終えているが、今回は、前稿と同じ構成を取ることとし、ネットワークとの関係は別稿に譲ることにしたい。

前稿でも記したように、明治期における綿糸紡績会社の株主についての包括的な分析としては、すでに山口和雄および村上(西村)はつ両氏による研究がある(注3)。山口氏は、日本紡績協会所蔵の紡績会社株主名簿(考課状所収)をもとに、村上氏らの協力のもと、「明治日本の代表的産業の一つであった紡績業の資本 ことに固定資本 がどんな職業・階層・地域の人々によって供給されていたかを明らかにする」という目的のもと、明治31年時に存在した全国の紡績会社81社のうち65社を対象に、各社の大株主(「比較的持株数の多い重要株主」)計1141名をとりあげるとともにかれらの職業調査を行なった。また、村上氏は、山口和雄編著の『日本産業金融史研究 紡績金融編』(注4)において、この明治31年の調査に加えて、同

(注1) 鈴木恒夫・小早川洋一・和田一夫「明治31年時における綿糸紡績会社の株主名簿の分析」(学習院大学『経済論集』第41巻第2号、2004年7月)。

(注2) ネットワークについては、小早川洋一、鈴木恒夫、和田一夫「明治期の会社および経営者の研究『日本全国諸会社役員録』(明治31年版)の分析」(中部大学産業経済研究所『産業経済研究所紀要』第9号、1999年3月)、および、鈴木恒夫、小早川洋一、和田一夫「明治期の会社および経営者の研究『日本全国諸会社役員録』(明治40年版)の分析」(学習院大学『経済論集』第36巻第3号、1999年10月を参照されたい)。

(注3) 山口和雄「明治三十一年前後 紡績会社の株主について」(『経営論集』第15巻第2号、昭和43年2月)。

(注4) 山口和雄編著『日本産業金融史研究 紡績金融篇』(東京大学出版会、1970年3月)。
また同書卷末に、村上(西村)はつ氏の作成になる「明治31年上期前後」「明治39年上期前後」「大正2年上期前後」の紡績会社株主表が掲載されている。

39年および大正2年（いずれも上期）における各紡績会社の株主名簿を分析し、比較した。本稿と対象時期がほぼ同じ明治39年時については、39社（「同時期の紡績会社の約8割」）の「大株主」（上位20名前後）についての職業調査を行なうとともに、株式の集中・分散等の分析を行なっている。

山口・村上論文とわれわれの研究との分析対象上のちがいを言えば、対象とする会社の異同とともに、両氏が各社の大株主を対象としたのに対し、われわれは株主名簿上の全株主を対象としたという点にある。また、われわれは、『明治40年 日本全国諸会社役員録』および『明治40年（第3版） 日本全国商工人名録』掲載の人物と株主名簿掲載の株主とを照合するとともに、株主・役員の所得額を算出・分析したという点も山口・村上論文とのちがいである。その結果、32社の株主の特徴を抽出し得た。ことに、『明治40年 日本全国諸会社役員録』には、取締役、監査役を始め理事などの経営者、合名、合資会社の社員あわせて、延べ38,398件のデータが記載されている。また『明治40年（第3版） 日本全国商工人名録』には、144,362件のデータが記載されている（注5）。これら3つの資料（データ）をつき合わせることによって、株主の役員としての実態および所得と家業の分析が可能になった。

本稿の構成は、明治31年と40年の間での変化を理解できるように、できる限り前稿と同じ構成、作表を試みた。

本稿の課題は次の4点である。第1点は、株主の住所が記載されている32社を対象に株主の地域分布と株式の地域分布を考察することである。株主層の府県分布状態を通して、どのような地域の人々が株式に出資したのかを明らかにすることである。会社が設置された府県に居住する人々が株主として参加したのか、それとも大阪や兵庫などの関西地域、あるいは東京の関東地域、そして愛知や三重などの東海地域の人々が、広範に投資していたのかが、判明する。所得を算出するに当たり、明治40年時点の所得税法に言及する必要があるが、これは詳細な説明が必要であるため、あえて本文末尾に「補論」として、所得税の簡単な変遷を記すこととした。

第2点は、明治20年代に勃興してきた紡績会社が、その後の成長過程で合併を推進し、地域的な融合を進める中で、株主や役員がどのような変化を遂げたのかを、株主の実態や所得階層を通して明らかにすることである。ことに、所得が判明する株主層に限定してはあるが、株主層の所得水準を確認したい。従来、一部の富豪同士が共同して会社を設立したかのような理解がなされてきたが、株主の所得を算出することで、広範な株主層を基盤に設立したのか、あるいは、一部の富豪が共同出資して設立したのかを明らかにしたい。

第3点は、どのような株主が紡績会社の役員に就任していたのか、またその他の会社に役員として関与していたのかを明らかにすることを課題としたい。大株主がそのまま会社役員に就任していたのか否か、という問題である。個々の役員の持株に加えて、役員全体でどれだけの株式を所有していたのか、という論点も考察したい。

最後に第4点は、紡績会社の株主、ことに多数の紡績会社の株を保有している人物の中に、株式仲買人が多数登場してきたことである。この事実を踏まえて、紡績会社の株を多数保有し

（注5） 一般に、『日本全国商工人名録』には、家業を持っている商人や事業家のみが記載されており、渋沢栄一や専門経営者は記載されていないと思われているが、そうではない。例えば、渋沢栄一が記載されているという事実は、意外と知られていない。因みに、渋沢栄一の住所は東京市深川区福住2であり、家業としては倉庫業が掲載されている。また、所得税は271円85銭（所得に換算すれば、およそ5,910円）であった。

ていた人物を観察することである。

本稿の構成は以下の通りである。第 1 節では、株主と株式の地域分布を明らかにする、第 2 節では、株主の所得を算出、考察する、第 3 節では紡績会社役員の株式保有状況を確認する。ついで、第 4 節では、株式仲買人の株式保有の実態を、これまでの研究との関係で明らかにする。そして、明治 31 年と 40 年の比較を踏まえて結語としたい。更に、大量のデータを扱った研究であるから、大量データの処理の仕方を記す必要があると考え、若干の附記を行った。また、明治 31 年から 40 年の間に所得税法は改正されたため、この間の推移を簡単に紹介し、前稿と本稿で用いた所得税率を掲げることにしたい。

第 1 節 株主と株式の地域分布（分析と比較）

本論文で対象とした紡績会社全体についての資料の概要を記すと次のようになる。株主数は総計 16,551 名（延べ）、株式数合計 1,613,161 株である（注⁶）。33 社についての個々のデータについては、表 1 に記した通りである。これによれば、発行株数では、鐘淵紡績の 23 万 2,136 株が最大で、日清紡績の 20 万株がこれに続く。このほかに富士瓦斯紡績は 16 万株、京都綿ネルが 10 万株を発行していた。明治 31 年で最大の株式を発行していた日本紡績が 8 万株であったことを考えると、合併の進展とともに 10 万株以上の紡績会社が 4 社になったことは、この間の成長を物語るものと言えよう。一方、株数の少ない会社では、甲府紡績の 400 株がある。甲府紡績を除いた 1 万株以下の会社は、33 社中 4 社を占めるに過ぎない。その他は、1 万株以上 5 万株未満の会社が 17 社、5 万株以上 10 万株未満の会社が 7 社であった。そこで甲府紡績を除いた発行株数の平均と株主の平均を求めると、次のようなになる。32 社平均では、株主は 517 名で発行株数は 5 万 400 株である。明治 31 年時点の小規模会社を除いた 60 社平均では、株主の平均が 300 名で株数の平均が 1 万 5,000 株であったから、株主で 1.7 倍、株数で 3.3 倍に増加した。

明治 40 年段階で対象にした紡績会社の府県分布（表 2）は、北は宮城県から南は大分県まで広がり、東京 4 社、三重 2 社、大阪 9 社、兵庫 2 社、和歌山 2 社、岡山 3 社と 16 府県に拡大している。明治 31 年では 18 府県であったから、ほぼ対象としている府県は同じであると言えよう。

株主の府県分布を見てみよう。紡績会社の本社所在府県における株主の割合を 70 % を基準にして分類すると、70 % を上回るのは、宮城紡績、甲府紡績、一宮紡績、郡山紡績、岸和田紡績、和歌山紡績、和歌山織布、紀陽織布、岡山紡績、倉敷紡績、笠岡紡績、松山紡績、讃岐紡績、阿波紡績、そして大分紡績の 15 社であった。すべて、東京、大阪、兵庫以外の地域である。隣接する府県と密接な関係のある 2 つの府県で 70 % を越える紡績会社は、日清紡績、三重紡績、桑名紡績、尼崎紡績の 4 社である。それ以外の全国的に株主が分散している紡績会社は、下野紡績、日本綿紡織、富士瓦斯紡績、鐘淵紡績、東京紡績、京都綿ネル、大阪織物、大阪合同紡績、内外綿、日本紡績、金巾製織、大成紡績、堺紡績の 13 社であった。下野紡績を除くと、東京、京都、大阪、兵庫以外の会社では 70 % を越えているのに反し、東京、京都、大阪、兵庫にある会社では、一般的に株主の分散が進んでいた。これは、これらの会社が合併

（注 6） 本稿で扱った紡績会社の株主数および株式数については、表 1 の備考欄を参照されたい。

表1 紡績会社の発行株数と株主数一覧

番号	会社名	府県名	株式数	株主数	原資料での発生数	原資料での発行株数	記載年	『役員録』記載	山口論文での総株主数	山口論文での総株数	山口論文での時期	備考
1	宮城紡績電灯	宮城	10,000	249			明治40上	278	10,000	明治39上		
2	下野紡績	栃木	30,000	307			明治40上	161	10,000	明治39上		
3	日本絹綿紡織	東京	70,000	1,082			明治40上	1,082	70,000	明治40上		
4	日清紡績	東京	200,000	1,570			明治40下	1,266	200,000	明治40上		
5	富士瓦斯紡績	東京	160,000	924			明治40上	1,537	320,000	大正2上		
6	鐘淵紡績	東京	232,136	1,088			明治40上	844	116,068	明治39上		
7	東京紡績	東京	96,000	726			明治40上	1,035	96,000	大正2上		
8	甲府紡績	山梨	400	10			明治40上	11	400	明治39上		
9	一宮紡績	愛知	10,000	270			明治39下	306	10,000	明治39上		
10	三重紡績	三重	77,168	1,608	77,159	77,159	明治40上	1,477	77,159	明治39上		
11	桑名紡績	三重	10,000	355			明治40上	371	10,000	明治39上		
12	京都綿ネル	京都	100,000	880			明治40上	155	16,000	明治38末		
13	大阪織物	大阪	14,000	42			明治44下	44	14,000	大正2上		
14	大阪合同紡績	大阪	61,457	685		120,000	明治42上	399	80,000	明治39上	(3)	
15	内外綿	大阪	50,000	400			明治40上	507	100,000	大正2上		
16	日本紡績	大阪	80,000	957			明治40上	863	80,000	明治39上		
17	金巾製織	大阪	40,000	485			明治39上	485	40,000	明治39上		
18	岸和田紡績	大阪	48,000	592			明治40上	603	48,000	明治39上		
19	大成紡績	大阪	50,000	561			明治40上	561	50,000	明治40上		
20	東洋紡織	大阪	40,000	633			明治40上					
21	堺紡績	大阪	30,000	246	248		明治40下	195	20,000	明治39上	(4)	
22	尼崎紡績	兵庫	38,000	602			明治44上	370	30,000	明治39上		
23	播磨紡績	兵庫	14,000	165			明治40上	178	7,000	明治39上		
24	郡山紡績	奈良	28,000	262			明治40上	328	28,000	明治39下		
25	和歌山織布	和歌山	28,000	148			明治40上	98	14,000	明治39上		
26	紀陽織布	和歌山	10,000	303			明治45上	272	10,000	未記入		
27	岡山紡績	岡山	16,000	154			明治39下	262	16,000	明治39上		
28	倉敷紡績	岡山	8,000	205			明治40上	225	8,000	明治39上		
29	笠岡紡績	岡山	8,000	95			明治40上	138	8,000	明治38上		
30	阿波紡績	徳島	8,000	136			明治39下	198	8,000	未記入		
31	讃岐紡績	香川	6,000	205			明治40上	214	6,000	明治39上		
32	松山紡績	愛媛	10,000	375			明治40上	444	10,000	明治39上		
33	大分紡績	大分	30,000	231			大正元年下	268	30,000	未記入		
合計			1,613,161	16,551								

備考1) 播磨紡績には株主の住所が記載されていないが、役員録には取り上げられている。

そこで、株式・株主府県分布は利用出来ないが、役員の持株比率は可能である。

その限りで利用することとする。

備考2) 吉備紡績には株主の住所が記載されていないだけでなく、役員録にも取り上げられていない。

そこで、参考資料として扱うこととした。

備考3) 合計120,000株であり、無記名株式58,543株がある。

備考4) 株主数は248名と記されているが、実際に記載されている株主数は246名であり、合計株式数も30,000株であるから、原本の誤りと推察される。

を繰り返した結果であることも一因である。

また、株主の府県分布・地域分布について、紡績会社の本社所在府県・所在地域の株主の割合の平均を求めてみると、前者が64.2%，後者が82.2%であった。一方、株式の府県分布・地域分布について、紡績会社の本社所在府県・所在地域の株式の割合の平均を求めてみると、前者が68.8%，後者が84.9%であった。株主の場合より、株式の場合の方が平均は若干高い。ここで、会社所在府県の株式の割合が50%以下の会社は6社あるが、大阪織物を除いた5社はみな、本社所在地域の株式の割合では、ほぼ80%以上となっている。大阪織物だけは、地域の割合でみても40%以下であった。同社の場合は、九州地域の株式の割合が総株式数の半ば近くを占めていた。

明治 40 年における綿糸紡績会社株主名簿の分析（鈴木・小早川・和田）

明治 31 年時の分析では、90 % を越える紡績会社が 60 社中 23 社であった事実、あるいは、95 % 以上の会社が 60 社中 12 社を占めていた事実と比較すれば、明治 40 年の時点では 90 % 以上を占める紡績会社が 32 社中 4 社であることから、株主の分散は進んだと言えよう。株主の地域分布で見ても、日本絹綿紡織、鐘淵紡績、大阪織物、日本紡績、堺紡績では、地域的な広がりが確認できる。換言すれば、東京、大阪に所在地のあるこれら紡績会社では株主の地域分散が進んだ一方、地方の紡績会社では、明治 40 年の時点でも、地域的な性格を残していた、と言えよう。

株式の地域分布では、株主以上に本社所在府県の株主の集中が、二三の例外を除いて高い。二三の例外とは、大阪織物、笠岡紡績、阿波紡績、そして大分紡績である。大分紡績では福岡県の株式保有が高かったが、それ以外の 3 社では、大阪と東京の株式保有が、株主の比率に比べて増加している。換言すれば、笠岡、阿波、大分紡績では大阪と東京の株主が保有する株式は相対的に大きな割合を示していた。

明治 31 年と違うのは、外国に居住している株主、そして日本で事業を行っている外国人株主が多く見られたことである。前者は、表の右端にある「その他」に含まれている。因みに、どのような国名があるか例示すれば、韓国、清国、フランス、そして孟買である。また後者では、多くの場合、神奈川県在住として記載されている外国人が株主として進出したことがある。

以上から、合併の影響もあって、東京と大阪に本社を置いている紡績会社の株主および株式は、それ以外の会社よりも府県、地域分散が広がっていたことが分かる。それでは、こうした流動化した株式は誰が所有していたのであろうか。それについては、第 3 節において、多数の紡績会社の株式を保有していた、特に、東京・大阪在住の株主を検討することでアプローチすることとし、その前に株主の所得を算出してみよう。

第 2 節 株主の所得

明治 40 年時点での所得額を推定するためには、いさか煩瑣な手続きを要する。まず、株主名簿と『明治 40 年 日本全国商工人名録』、この二つの資料を突き合わせて、人物の照合を行い、当該株主の所得税を確認する。次いで、当時の所得税率を基礎に、所得税から所得額を逆算するのである。こうした人物照合の手続きについてその詳細は、明治 30 年から明治 40 年にかけてしばしば改正された所得税法の変遷の概要とともに、本稿の末尾で説明することとし、ここでは所得税法で規定されていた所得税率を記すことからはじめたい。

明治 31 年時点では、所得が 3 万円以上 (3 %)、2 万円以上 3 万円未満 (2.5 %)、1 万円以上 2 万円未満 (2 %)、1000 円以上 1 万円未満 (1.5 %)、300 円以上 1000 円未満 (1 %) であった（注⁷）。明治 40 年では、10 万円以上 (20.35 %)、5 万円以上 10 万円未満 (17 %)、3 万円以上 5 万円未満 (13.95 %)、2 万円以上 3 万円未満 (11.6 %)、1 万 5 千円以上 2 万円未満

府 県	会社数
宮 城	1
栃 木	1
東 京	5
山 梨	1
愛 知	1
三 重	2
京 都	1
大 阪	9
兵 庫	2
奈 良	1
和 歌 山	2
岡 山	3
愛 媛	1
香 川	1
徳 島	1
大 分	1
	33

表3 株主府県分布

単位：円，人數

番号	会社名	府 県	公称資本金	払い込み資本金	株主数	北海道	青 森	岩 手	宮 城	秋 田	山 形	福 島	茨 城	栃 木	群 馬	埼 玉	千 葉	東 京	神 奈 川	新 潟	富 山	石 川	福 井
1	宮城紡績電灯	宮 城	500,000	250,000	249		1	1					1		2		36	12					
2	下野紡績	木 原	500,000	500,000	307		1	1					1	2	12	71	6	29	154	13	1		
3	日本綿紡織	東 京	3,500,000	875,000	1,082	10	1	2	1	4	4	7	4	4	3	12	11	513	61	5	1	4	2
4	日清紡績	東 京	10,000,000	2,500,000	1,569	4	3	12	4	18	8	18	16	11	59	21	801	451	19	5	2	2	
5	富士瓦斯紡績	東 京	8,000,000	5,450,000	924	1	1	2	1	5	6	9	12	9	33	16	376	60	6				
6	鐘淵紡績	東 京	5,803,400	5,803,400	1,088	2			3		1	4	9	2	3	21	11	333	31	21	8	4	2
7	東京紡績	東 京	4,800,000	1,200,000	726	2	2	1	2	3	8	14	17	9	45	17	455	51	6				
8	甲府紡績	山 梨	20,000	20,000	10																		
9	宮紡績	知 多	500,000	500,000	270																		1
10	三重紡績	三 重	3,857,950	3,107,950	1,608	4									1	1	2	2	26	3		1	2
11	桑名紡績	三 重	500,000	500,000	355	1													6				
12	京都綿ネル	京 都	1,600,000	1,200,000	880				1									10	1	1	5	5	
13	大阪織物	大 阪			42													11					
14	大阪合同紡績	大 阪	2,400,000	1,800,000	685	1												9	1	2	4		
15	内外紡	大 阪	2,500,000	1,562,500	400													5		7	5		
16	日本紡績	大 阪	2,000,000	2,000,000	957				2						1		5		9	3			
17	金巾製織	大 阪			485		1				1							1				1	
18	岸和田紡績	大 阪	1,200,000	756,000	592													2	1			1	
19	大成紡績	大 阪	2,500,000	625,000	561													2	2	5	2	4	
20	東洋紡織	大 阪	2,000,000	500,000	633													4	1	2	2	2	
21	堺紡績	大 阪	400,000	350,000	246													1				1	
22	尼崎紡織	兵 庫	750,000	750,000	602		1										1	8	1	1	3	5	
23	郡山紡織	奈 良	700,000	700,000	262																		
24	和歌山織布	和歌山	700,000	437,500	148													1					
25	紀陽織布	和歌山			303																		
26	岡山紡績	岡 山	1,200,000	900,000	154											1		5					
27	倉敷紡績	岡 山	400,000	400,000	205																		
28	笠岡紡績	岡 山	400,000	400,000	95																		
29	阿波紡績	德 島			136																		
30	讃岐紡績	香 川	300,000	300,000	205																		
31	松山紡績	愛 媛	250,000	200,000	375																		
32	大分紡績	大 分			231													18					

備考1) 播磨紡績には株主の住所が記載されていないが、役員録には取り上げられている。

そこで、株式・株主府県分布は利用出来ないが、役員の持株比率は可能である。

その限りで利用することとする。

備考2) 吉備紡績には株主の住所が記載されていないだけでなく、役員録にも取り上げられていない。

そこで、参考資料として扱うこととした。

(8.1 %), 1万円以上1万5千円未満(7.5 %), 5千円以上1万円未満(6 %), 3千円以上5千円未満(4.6 %), 2千円以上3千円未満(3.91 %), 1千円以上2千円未満(3.45 %), 5百円以上1千円未満(2.52 %), 3百円以上5百円未満(2 %)であった。両年ともに、所得のすべてに同一の所得税が課せられる単純比例法であった。40年時における所得税法は、31年時のそれに対し、所得税の課税の所得基準が多くなったことと、増税が特徴的であった(注8)。

さて、われわれは、株主名簿に記載されている人物と『明治40年 日本全国商工人名録』に記載されている人物のうち、同府県に居住している同姓同名の人物を抜き出した。該当する人物が1人の場合には、そのまま同一人物を見なした。同じ府県に同姓同名の人物が複数在住している場合には、そのすべての人物について住所と家業等を調べ、特定出来る場合には、同

(注7) 個人の資産を測定する方法には、所得税の他営業税を求めて、ここから所得と収益を合算するやり方もある。また、所得税と営業税の合計を算出して、税総額を資産に代位する方法もある。後者の方法は、宮本又郎、阿部武司「明治の資産家と会社制度」(宮本又郎、阿部武司編『日本経営史2 経営革新と工業化』岩波書店、1995年)で用いられている。一方、石井寛治「成立期日本帝国主義の一断面」(『歴史学研究』第383号、1972年4月)では、所得税から所得を算出し、これを下にして高額所得者を求めている。本稿は、石井寛治氏と同じ方法を採用した。但し、明治31年と明治40年では、所得税法に変化があったから、これを踏まえて所得を求めた。詳しくは、本稿末尾の補論を参照されたい。

(注8) 以下、所得税の変遷については、断らない限り『法令全書』による。

明治 40 年時における綿糸紡績会社株主名簿の分析（鈴木・小早川・和田）

山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	台湾	その他
1	3	1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29	4	4	1	2	5				
6	3	9	24	28	11	36	32	121	64	24	1	5	12	7	2	1	2	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1		
23	10	1	37	8	3	5	3	11	4	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1		
18	9	7	109	10	6	4	6	4	6	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1		
10	5	17	17	10	16	8	13	153	90	5	14	2	7	7	12	4	3	3	1	155	5	15	29	24	2	2	2	4		
9	8	3	34	8	16	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
10	18	5	230	10	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1		
1	44	5	804	659	5	7	24	6	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1		
16	1	106	220	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
1	25	12	82	29	108	538	38	17	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
1	14	1	30	10	26	57	360	65	21	22	3	8	5	10	7	2	5	1	9	3	1	5	2	1	1	1	1			
1	3	23	19	37	31	218	33	1	7	2	2	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
1	36	15	120	32	35	17	523	56	13	11	6	1	13	9	6	7	4	9	2	7	4	2	4	2	2	2	2	2		
6	1	71	15	114	97	145	15	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
4	18	25	15	12	8	491	1	2	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
14	4	29	21	19	10	307	80	6	9	1	3	8	15	4	2	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
81	13	12	9	13	12	288	161	4	2	6	4	2	3	2	4	1	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4		
1	1	1	1	1	1	162	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
72	5	5	5	14	16	275	161	4	7	6	2	1	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
1	1	1	1	7	18	2	1	114	6	2	294	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
1	2	6	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
1	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
4	1	13	1	1	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
1	4	1	13	1	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		

一人物と見なし、特定できない場合には、所得水準を求めるデータから除いた（詳細は、本稿の最後に記してある）。こうして求められた人物は、全株主の 16,385 名中 3,439 名（21 %）である。

こうして同一人物と見なした人物だけのデータから、紡績会社ごとに株主の所得分布を求めたものが表 11 と表 12 である。明治 31 年と 40 年との間で経済の変化、所得税の変化が与える影響などを無視し、単純に比較してみると、明治 31 年では、60 社の平均所得は 3,300 円であるが、明治 40 年では 2,100 円である。厳密な比較ではないものの、また『明治 40 年 日本国商工人名録』から判明される人物に限定した場合であるが、明治 31 年に比べて、明治 40 年の株主の所得は低下していた。

表 12 の株主の所得分布を見ても、明治 31 年とは異なり、3 万円以上の所得層が 1 人しかいないことからも、所得水準の低下を裏付けている。一方で、300 円から 500 円層の低下も著しい。高所得者層と 300 円から 500 円層の低下が見られた。その反面、500 円から 1,000 円層、1,000 円から 2,000 円層の割合が著しく増加したのである。500 円から 2,000 円層の人々が積極的に紡績会社の株式を所有していたのである。500 円から 2,000 円台の所得層は、明治 31 年時点でも大きなウエイトを占めていたが、明治 40 年段階ではそれが一層顕著になったと言えよう。

しかも、表 11 および表 12 から、32 社の株主の平均所得を見ると、大阪織物を除くと、す

表4 株主府県分布

単位：円、人數、%

番号	会社名	府 県	公称資本金	払い込み資本	株主数	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井
1.	宮城紡績電灯	宮 城	500,000	250,000	249	0.4	77.5				0.4		0.8	14.5	4.8								
2.	下野紡績	栃 木	500,000	500,000	307	0.3	0.3			0.3	0.7	3.9	23.1	2.0	9.4	50.2	4.2	0.3					
3.	日本綿紡織	東 京	3,500,000	875,000	1,082	0.9	0.1	0.2	0.1	0.4	0.4	0.6	0.4	0.4	0.3	1.1	0.1	47.4	5.6	0.5	0.1	0.4	0.2
4.	日清紡績	東 京	10,000,000	2,500,000	1,569	0.3	0.2	0.8	0.3		1.1	0.5	1.1	1	0.7	3.8	1.3	51.1	28.7	1.2	0.3	0.1	0.1
5.	富士瓦斯紡績	東 京	8,000,000	5,450,000	924	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.5	0.6	1	1.3	1.0	3.6	1.7	62.3	6.5	0.6			
6.	鐘淵紡績	東 京	5,803,400	5,803,400	1,088	0.2		0.3		0.1	0.4	0.8	0.2	0.3	1.9	1.0	30.6	2.8	1.9	0.7	0.4	0.2	
7.	東京紡績	東 京	4,800,000	1,200,000	726	0.3	0.3	0.1	0.3		0.4	1.1	1.9	2.3	1.2	6.2	2.3	62.7	7	0.8			0.3
8.	甲府紡績	山 梨	20,000	20,000	10																		
9.	二宮紡績	愛 知	500,000	500,000	270																		
10.	三重紡績	三 重	3,857,950	3,107,950	1,608	0.2						0.1	0.1	0.1	0.1	1.6	0.2		0.1		0.1		0.4
11.	桑名紡績	三 重	500,000	500,000	355	0.3													1.7				
12.	京都綿ネル	京 都	1,600,000	1,200,000	880							0.1							1.1	0.1	0.1	0.6	0.6
13.	大阪織物	大 阪	42																26.2				
14.	大阪合同紡績	大 阪	2,400,000	1,800,000	685	0.1													1.3	0.1	0.3	0.6	
15.	内外綿	大 阪	2,500,000	1,562,500	400														1.3		1.8	1.3	
16.	日本紡績	大 阪	2,000,000	2,000,000	957						0.2			0.1		0.5			0.9	0.3			
17.	日本製織	大 阪	485			0.2					0.2			0.2					0.2			0.2	
18.	岸田紡績	大 阪	1,200,000	756,000	592													0.3	0.2		0.2		
19.	大成紡績	大 阪	2,500,000	625,000	561													0.4	0.4	0.9	0.4	0.7	
20.	東洋紡織	大 阪	2,000,000	500,000	633													0.6	0.2	0.3	0.3	0.3	0.6
21.	堺紡績	大 阪	400,000	350,000	246													0.4				0.4	
22.	尼崎紡績	兵 庫	750,000	750,000	602		0.2										0.2	1.3	0.2	0.2	0.5	0.8	
23.	郡山紡績	奈 良	700,000	700,000	262																		
24.	和歌山織布	和歌山	700,000	437,500	148														0.7				
25.	紀陽織布	和歌山	300,000			303																	
26.	岡山紡績	岡 山	1,200,000	900,000	154												0.6						
27.	倉敷紡績	岡 山	400,000	400,000	205																		
28.	笠岡紡績	岡 山	400,000	400,000	95																		
29.	阿波紡績	徳 島	300,000	300,000	136																		
30.	讃岐紡績	香 川	300,000	300,000	205																		
31.	松山紡績	香 川	250,000	200,000	375																		
32.	大分紡績	大 分			231													7.8					

備考1) 播磨紡績には株主の住所が記載されていないが、役員録には取り上げられている。

そこで、株式・株主府県分布は利用出来ないが、役員の持株比率は可能である。

その限りで利用することとする。

備考2) 吉備紡績には株主の住所が記載されていないだけでなく、役員録にも取り上げられていない。

そこで、参考資料として扱うこととした。

備考3) 日清紡績の株主名簿で50株所有の芳賀長内には、府県名が欠落している。従って、株主数は1,569人となっている。

べての紡績会社の株主の平均所得は1,000円台と2,000円台であった。明治31年では、平均所得が1万円以上の紡績会社が2社、5,000円以上の会社が10社、合計60社中12社の株主の平均所得が5,000円以上であった事実と比べると、この点から見ても、平均所得の低下を確認できる。

第3節 紡績会社役員の株式保有

第3の課題は、前稿と同じで株主と役員の関係を分析することである。再録すると、「大株主がそのまま紡績会社の役員に就任していたのか、あるいは、役員に就任していた株主は所有株数とは密接な関係を持っていなかったのか」という問題に答えることである。複数の大株主が、共同して会社経営に携わったのか、あるいは、大株主と並んで経営的才覚を持った人物を会社経営に取り込んでいたのだろうか。前者であれば、会社の発起人=大株主=会社役員という直線的な関係が理解できよう。後者であれば、会社の発起人=大株主 大株主と「専門経営者」の共同による経営という関係が浮かび上がって来る。特に、所有株数は少ないものの、彼ら「専門経営者」としての才覚を有している人物を役員に「登用」したものだと言えよう。とすれば、大正期に入って広く見られるようになった学卒者による「専門経営者」の台頭という現象の先駆的な形態を有していると評価できよう。」(注9)

表5 株主地域分布

単位：円，人數，%

番号	会社名	府 県	公称資本金	払い込み資本金	株主数	北海道	東 北	関 東	北 陸	甲 信	東 海	関 西	中 国	四 国
1	宮城紡績電灯	宮 城	500,000	250,000	249	194	51				3	1		
2	下野紡績	栃 木	500,000	500,000	307	5	285	1	4	10		1	1	
3	日本綿紡績	東 京	3,500,000	875,000	1,082	10	608	12	9	72	277	25	5	
4	日清紡績	東 京	10,000,000	2,500,000	1,569	4	45	1,377	28	33	49	24	5	1
5	富士瓦斯紡績	東 京	8,000,000	5,450,000	924	1	17	715	6	27	123	20	5	
6	鐘淵紡績	東 京	5,803,400	5,803,400	1,088	2	8	410	35	15	60	283	28	11
7	東京紡績	東 京	4,800,000	1,200,000	726	2	16	608	8	17	61	4	6	3
8	甲府紡績	山 梨	20,000	20,000	10					10				
9	富紡織	愛 知	500,000	500,000	270				1		263	6		
10	三重紡績	三 重	3,857,950	3,107,950	1,608	4	35	3	1	1,512	45	2	2	
11	桑名紡織	三 重	500,000	500,000	355	1	6			343	5			
12	京都綿ネル	京 都	1,600,000	1,200,000	880	1	11	11	1	148	706	1		
13	大阪織物	大 阪			42		11			2	20			
14	大阪合同紡績	大 阪	2,400,000	1,800,000	685	1	9	7	1	55	551	26	15	
15	内外縫紡	大 阪	2,500,000	1,562,500	400		5	12	1	45	327	8	2	
16	日本紡績	大 阪	2,000,000	2,000,000	957	2	6	12	1	203	655	35	22	
17	金巾製織	大 阪			485	1	2	1		93	376	3	9	
18	岸和田紡績	大 阪	1,200,000	756,000	592		3	1		62	514	7	5	
19	大成紡績	大 阪	2,500,000	625,000	561		4	11		68	431	31	8	
20	東洋紡織	大 阪	2,000,000	500,000	633		5	10		115	480	12	9	
21	堺紡績	大 阪	400,000	350,000	246		1	1		2	172	3	67	
22	尼崎紡績	兵 庫	750,000	750,000	602	1	10	9		87	477	9	7	
23	郡山紡績	奈 良	700,000	700,000	262					1	260			
24	和歌山織布	和歌山	700,000	437,500	148		1			2	143	1	1	
25	紀陽織布	和歌山			303					1	302			
26	岡山紡績	岡 山	1,200,000	900,000	154		6				8	130	3	
27	倉敷紡績	岡 山	400,000	400,000	205					2	202			
28	笠岡紡績	岡 山	400,000	400,000	95					9	83	2		
29	松山紡績	愛媛	250,000	200,000	375					19	4	352		
30	讃岐紡績	香 川	300,000	300,000	205						1	204		
31	阿波紡績	徳 島			136					15	1	120		
32	大分紡績	大 分			231		18			7				

備考1) 播磨紡績には株主の住所が記載されていないが、役員録には取り上げられている。

そこで、株式・株主府県分布は利用出来ないが、役員の持株比率は可能である。

その限りで利用することとする。

備考2) 吉備紡績には株主の住所が記載されていないだけでなく、役員録にも取り上げられていない。

そこで、参考資料として扱うこととした。

備考3) 日清紡績の株主名簿で50株所有の芳賀長内には、府県名が欠落している。従って、株主数は1,569人となっている。

というのは、上位の株主から数えて12番目の株主である、という意味である。また、この12が、「役員の株主順位」、「役員の株主順位」「役員の株主順位」と同じであるということは、第4位と第5位、第6位、第7位の役員は同数の株式を所有し、上位から数えて12番目である、ということを示している。以下、同様である。

まず「役員持株合計」の比率について平均を求めておくと、さきほどと同じように日清紡績、富士瓦斯紡績、鐘淵紡績、京都綿ネル、東京紡績の5社平均では12.1%であった。また、甲府紡績と、「役員持株合計」不明の2社を除いた30社平均を求めてみると、22.4%であった。ここで鐘紡の比率が1.1%と著しく低いのは、専門経営者が役員に多数進出していたことが要因である（なお、この時点で武藤山治は一時期、鐘紡のリーダーの地位を離れている。「相場師」鈴木久五郎の鐘紡株買占めを契機とするものである。）。

鐘淵紡績の役員の持株順位は、他の紡績会社とは異なり、最も多くの株式を所有している役員の株主での順位は43位であった。しかも、最も少ない株式を所有している役員は559番目に位置していた。大株主が役員に就任していない事例である。ちなみに、第559位で34株所有し、監査役に就任していたのは平賀敏である。この他、日本綿紡織では121位（100株）の岩本述太郎が監査役に就任していた。日清紡績では、第102位（300株）の金平豊太郎が監査役に、第328位（100株）の吳錦堂が取締役に就任していた。また、富士瓦斯紡績では、第

表6 株式府県分布

単位：円、株数、%

番号	会社名	府 県	公称資本金	払い込み 資本金	株式数	北海道	青 森	岩 手	宮 城	秋 田	山 形	福 島	茨 城	栃 木	群 馬	埼 玉	千 葉	東 京	神 奈 川	新 潟	富 山	石 川	福 井
1	宮城紡績電灯	宮 城	500,000	250,000	10,000		11	8,167					50		70		1,120	367					
2	下野紡績	栃 木	500,000	500,000	30,000		9	10				60	50	710	10,317	898	1,680	14,347	845	150			
3	日本綿紡織	東 京	3,500,000	875,000	70,000	211	10	200	120	101	354	86	118	79	247	584	45,081	2,490	207	6	110	15	
4	日清紡績	東 京	10,000,000	2,500,000	199,950	100	160	940	240	150	780	980	2240	725	4225	1,220	10,788	88,97	1,380	290	80	70	
5	富士瓦斯紡績	東 京	8,000,000	5,450,000	160,000	10	8	40	60	40	210	146	316	770	304	3,129	3,455	19,412	2,777	417			
6	鍾淵紡績	東 京	5,803,400	5,803,400	232,136	80			260	60	35	264	80	140	5,470	1,376	1,930	3,948	7,760	490	160	80	
7	東京紡績	東 京	4,800,000	1,200,000	96,000	50	60	8	40	30	630	490	588	470	5,098	1,070	7,1291	2,605	614		212		
8	甲府紡績	山 梨	20,000	20,000	400																		
9	寛紡績	愛 知	500,000	500,000	10,000																		10
10	三重紡績	三 重	3,857,950	3,107,950	77,168	252																	10
11	桑名紡績	三 重	500,000	500,000	10,000	25																	27
12	京都綿ネル	京 都	1,600,000	1,200,000	100,000																		120
13	大阪紡物	大 阪		14,000																			120
14	大阪合同紡績	大 阪	2,400,000	1,800,000	61,457	79																	85
15	内外紡	大 阪	2,500,000	1,562,500	50,000																		240
16	日本紡	大 阪	2,000,000	2,000,000	80,000																		320
17	金巾製織	大 阪		40,000																			10
18	岸和田紡績	大 阪	1,200,000	756,000	48,000																		60
19	大成紡	大 阪	2,500,000	625,000	50,000																		290
20	東洋紡	大 阪	2,000,000	500,000	40,000																		290
21	堺紡	大 阪	400,000	350,000	30,000																		15
22	尼崎紡	兵 庫	750,000	750,000	38,000																		15
23	郡山紡	奈 良	700,000	700,000	28,000																		63
24	和歌山織布	和歌山	700,000	437,500	28,000																		96
25	紀陽織布	和歌山		10,000																			10
26	岡山紡	岡 山	1,200,000	900,000	16,000																		60
27	倉敷紡	岡 山	400,000	400,000	8,000																		290
28	笠岡紡	岡 山	400,000	400,000	8,000																		290
29	阿波紡	徳 島		8,000																			290
30	讃岐紡	香 川	300,000	300,000	6,000																		290
31	松山紡	愛 媛	250,000	200,000	10,000																		290
32	大分紡	大 分		30,000																			290

備考1) 日清紡績の株主名簿で50株所有の芳賀長内には、府県名が欠落している。従って、株数は199,950株である。

備考2) 播磨紡績には株主の住所が記載されていないが、役員録には取り上げられている。

そこで、株式・株主府県分布は利用出来ないが、役員の持株比率は可能である。

その限りで利用することとする。

備考3) 吉備紡績には株主の住所が記載されていないだけでなく、役員録にも取り上げられていない。

そこで、参考資料として扱うこととした。

じ時期の鉄道会社役員の株式保有を考察した杉山和雄氏の研究（注11）を取り上げ、若干の比較を試みておくこととしよう。杉山氏の研究は、明治35年時ないし36年時における鉄道会社の役員の持株状況について調査・分析したものである。

この研究は、『帝国鉄道要鑑』に拠るものであり、役員（監査役を除く）227名に対して、所有株数の明らかなものは131名であり、不明の大部分は同資料の大株主名簿に記名されない中小株主である、としたうえで、次のように記している。まず、役員の持株数による分布を見た結果、持株数1,000株以上の役員は54名で、131名の約40%，全役員227名の約24%である。次いで、役員の持株比率と持株順位を見ると、前者、持株比率については、役員131名の95%は同比率10%に達せず、とくに32%は1%未満である。また後者、持株順位も相対的に低く、役員227名のうち10大株主に名をつらねているのは85名、全体の37%である。

さらに、各鉄道会社の経営陣全体ではどの程度の株式を所有しているかといえば（上記資料の大株主名簿に記載されない役員の持株は無視される）、鉄道会社の7割では、大株主に名をつらねるほどの経営者の持株数を合算しても、各社株式総数の約10%に満たない、として

(注11) 杉山和雄「明治30年代における鉄道会社の大株主と経営者」(『成蹊大学経済学部論集』第7巻2号、1977年3月)

表8 株式地域分布

単位：円，人數，%

番号	会社名	府 県	公称資本金	払い込み資本金	株式数	北海道	東 北	関 東	北 陸	甲 信	東 海	関 西	中 国	四 国
1	宮城紡績電灯(株)	宮 城	500,000	250,000	10,000	8,178	1,607				185	30		
2	下野紡績(株)	栃 木	500,000	500,000	30,000	129	28,793	150	480	398		30		20
3	日本綿紡紡績(株)	東 京	3,500,000	875,000	70,000	211	855	48,625	338	5,520	2,999	7,989	864	127
4	日清紡績(株)	東 京	10,000,000	2,500,000	199,950	100	3,640	185,725	1,820	2,305	3,960	1,960	300	20
5	富士瓦斯紡績(株)	東 京	8,000,000	5,450,000	160,000	10	504	146,163	417	1,678	6,710	1,2,017	837	
6	鐘淵紡績(株)	東 京	5,803,400	5,803,400	232,136	80	355	147,779	8,490	560	3,646	60,723	1,510	494
7	東京紡績(株)	東 京	4,800,000	1,200,000	96,000	50	768	81,572	826	7,964	3,814	156	700	110
8	甲府紡績(株)	山 梨	20,000	20,000	400					400				
9	二宮紡績(株)	愛 知	500,000	500,000	10,000					10	9,847	143		
10	三重紡績(株)	三 重	3,857,950	3,107,950	77,168	252		5,807	37	20	69,342	1,324	15	30
11	桑名紡績(株)	三 重	500,000	500,000	10,000	25		162			9,736	77		
12	京都錦ビル(株)	京 都	1,600,000	1,200,000	100,000		10	2,002	611	50	8,939	88,348	10	
13	大阪織物(株)	大 阪		14,000			1,700				200	5,200		
14	大阪合同紡績(株)	大 阪	2,400,000	1,800,000	61,457	79		6,887	178	20	1,682	48,845	2,470	386
15	内 外 編(株)	大 阪	2,500,000	1,562,500	50,000			1,916	764	20	2,984	43,846	352	118
16	日本紡織(株)	大 阪	2,000,000	2,000,000	80,000		40	1,030	420	30	10,330	60,510	5,950	920
17	金巾製織(株)	大 阪		40,000		16	233	10		5,475	33,606	270	390	
18	岸田紡績(株)	大 阪	1,200,000	756,000	48,000		160	60		2,930	43,614	376	860	
19	大成紡績(株)	大 阪	2,500,000	625,000	50,000		180	460		2,805	42,570	2,730	455	
20	東洋紡織(株)	大 阪	2,000,000	500,000	40,000			350	301		7,481	31,004	464	259
21	堺 紡 織(株)	大 阪	400,000	350,000	30,000			1,500	15		100	24,285	335	3,765
22	尼崎紡績(株)	兵 庫	750,000	750,000	38,000		6	592	191		3,165	33,835	82	69
23	郡山紡績(株)	奈 良	700,000	700,000	28,000						35	27,955		
24	和歌山織布(株)	和歌山	700,000	437,500	28,000			96			40	27,774	40	50
25	紀陽織布(株)	和歌山			10,000					10	9,990			
26	岡山紡績(株)	岡 山	1,200,000	900,000	16,000			744			1,466	13,332	243	
27	倉敷紡績(株)	岡 山	400,000	400,000	8,000						142	7,828		
28	笠岡紡績(株)	岡 山	400,000	400,000	8,000						3,728	4,026	50	
29	松山紡績(株)	德 島	250,000	200,000	10,000						1,576	541	7,883	
30	讃岐紡績(株)	香 川	300,000	300,000	6,000							50	5,950	
31	阿波紡績(株)	媛 媛			8,000						1,074	2	6,924	
32	大分紡績(株)	大 分			30,000			4,250			1,400			

備考) 日清紡績の株主名簿で50株所有の芳賀長内には、府県名が欠落している。

本稿で取り上げた紡績会社 33 社の株式を多数所有している人物について作成した表 16 と表 17 から、所有者と同時に紡績会社の特徴を考察することにしたい。表 16 は、5 社以上の紡績会社の株式を所有している人物を会社の数が多い順に並べたものであり、表 17 は、2,000 株以上所有している人物を所有株数の多い順に並べたものである。

5 社以上の紡績会社の株式を所有している人物について、『明治 40 年 日本全国商工人名録』に記載されている家業のみならず、『人事興信録』に記載されている人物については、その特徴を記すことにした。

表 16 から分かるように、多数の株式仲買人が認められる。最大の 12 社の紡績会社の株式を所有していた野村徳七を始め、高木又次郎、柳広蔵、竹原友三郎、浜崎健吉、村瀬周輔、黒川幸七など多数を占めていた。明治 40 年時点における、紡績会社 33 社の分析で印象的な特徴である。この点は、西村氏がすでに指摘しているが、大株主中(「明治 39 年前後」紡績会社)の株式仲買人 8 人について、それぞれ所有する銘柄と株式数をとりあげ、「彼らが紡績株を有力な投資対象として選好していた」としている。8 人の仲買人の名前を挙げておくと、福島良蔵・柳広蔵・小池国三・外海鉄次郎・島徳蔵・島徳次郎・野村徳七・野本貞次郎らであった(注 14)。われわれの調査からは、より広範囲の仲買人が紡績株所有を行なっていたことが確認できる。表 16 に記載されている 76 名中、職業が分かる人物は 51 名いる。その中で 29 名が株

(注 14) 山口和雄編著、前掲書、村上(西村)はつ稿、100 ページ。なお、同時に西村氏は、「大正 2 年前後」紡績会社の株式仲買人についても同様な手続きを通じて、彼ら仲買人の紡績株所有高が増大したと指摘している。

明治 40 年時における綿糸紡績会社株主名簿の分析（鈴木・小早川・和田）

九 州	沖 繩	台 湾	その他の	北海道	東 北	関 東	北 陸	甲 信	東 海	関 西	中 国	四 国	九 州	沖 繩	台 湾	その他の
				81.8	16.1			1.9	0.3							
				0.4	96	0.5		1.6	1.3		0.1	0.1				
2,102			370	0.3	1.2	69.5	0.5	7.9	4.3	11.4	1.2	0.2	3			0.5
120				0.1	1.8	92.9	0.9	1.2	2	1	0.2	0	0.1			
1,416			250	0	0.3	91.4	0.3	1	4.2	1.3	0.5		0.9			0.2
8,073	80	346	0	0.2	63.7	3.7	0.2	1.6	26.2	0.7	0.2	3.5		0	0.1	
40				0.1	0.8	85	0.9	8.3	4	0.2	0.7	0.1	0			
								100								
						0.1		98.5	1.4							
41			300	0.3		7.5	0	0	89.9	1.7	0	0	0.1			0.4
				0.9		1.6			97.4	0.8						
30				0	2	0.6	0.1	8.9	88.3	0			0			
6,900						12.1			1.4	37.1			49.3			
910						11.2	0.3	0	2.7	79.5	4	0.6	1.5			
						3.8	1.5	0	6	87.7	0.7	0.2				
770					0.1	1.3	0.5	0	12.9	75.6	7.4	1.2	1			
					0	0.6	0	13.7	84	0.7	1					
						0.9	0.1		6.1	90.9	0.8	1.8				
800						0.4	0.9		5.6	85.1	5.5	0.9	1.6			
141						0.9	0.8		18.7	77.5	1.2	0.6	0.4			
						5	0.1		0.3	81	1.1	12.6				
60						0	1.6	0.5	8.3	89	0.2	0.2	0.2			
10									0.1	99.8			0			
									0.1	99.2	0.1	0.2				
215						4.7				9.2	83.3	1.5	1.3			
30										1.8	97.9		0.4			
196										46.6	50.3	0.6	2.5			
										15.8	5.4	78.8				
										13.4	0	99.2				
24,350						14.2				4.7	0	86.6	81.2			

式仲買人であった。表 16 の 38 % , 職業が判明する人物では , 実に 57 % もが株式仲買人であった。

また , 第 3 節で記した , 株主および株式の府県分布との関係から紡績会社を見ることとした。表 16 に登場する紡績会社数は延べ 425 社である。最も多くの人物が所有している会社は鐘淵紡績で 45 人 , 以下 , 20 人以上の人人が所有している紡績会社は , 東洋紡織 (41 人) , 日本紡績 (36 人) , 尼崎紡績 (31 人) , 日本絹綿紡織 (30 人) , 富士瓦斯紡績 (28 人) , 大阪合同紡績 (28 人) , 東京紡績 (25 人) , 金巾製織 (23 人) , 日清紡績 (22 人) , 大成紡績 (22 人) である。

表 16 に登場する紡績会社は , 第 1 節で記した発行株式数の多い会社と株主・株式の府県分散が進んでいる紡績会社に一致する。すなわち , 株主の府県分布 , 株式の府県分布が拡散している会社と対応する。また , 5 万株以上発行している会社は , 日本絹綿紡織 (7 万) , 日清紡績 (20 万) , 富士瓦斯紡績 (16 万) , 鐘淵紡績 (23 万 2,136) , 東京紡績 (9 万 6,000) , 三重紡績 (7 万 7,168) , 京都綿ネル (10 万) , 大阪合同紡績 (6 万 1,457 : 記名株数) , 内外綿 (5 万) , 日本紡績 (8 万) , 大成紡績 (5 万) である。表 16 に多数登場する紡績会社は , 5 万株以上の株式を発行している会社であった。東京 , 大阪以外の地方で設立された紡績会社は , この表からは僅かに見られるだけである。すなわち , 株式の分散が最も進んだ紡績会社であり , かつ , 大量の株式を発行していた会社の株式が , 多数の紡績会社株を所有している株主に所有されていたのである。

一方 , 西村氏は , 明治 39 年前後の時期に 8 名 (福島浪藏 , 柳広蔵 , 小池国三 , 外海鉄次郎 ,

明治 40 年時における綿糸紡績会社株主名簿の分析（鈴木・小早川・和田）

会社名 6	府県	株数	会社名 7	府県	株数	会社名 8	府県	株数	会社名 9	府県	株数	会社名 10	府県	株数	会社名 11	府県	株数	会社名 12	府県	株数
内 外 織	大阪	8	日本紡績	大阪	170	金巾製織	大阪	55	大成紡績	大阪	505	東洋紡織	大阪	70	尼崎紡績	大阪	816	郡山紡績	大阪	40
金巾製織	大阪	110	大成紡績	大阪	40	東洋紡織	大阪	13	和歌山織布	大阪	20									
東洋紡織	大阪	75	金巾製織	大阪	1000	大阪合同紡績	大阪	165												
大成紡績	大阪	410	東洋紡織	大阪	90	尼崎紡績	大阪	1												
東洋紡織	大阪	57	尼崎紡績	大阪	282	和歌山織布	大阪	6												
日本紡績	三重	20	岸和田紡績	三重	72	尼崎紡績	三重	42												
金巾製織	大阪	26	岸和田紡績	大阪	100	大成紡績	大阪	30												
東洋紡織	大阪	38	尼崎紡績	大阪	40															
金巾製織	愛知	30	岸和田紡績	愛知	31															
東洋紡織	大阪	26																		
郡山紡績	兵庫	1202																		
内 外 織	東京	1672																		
東京紡績	東京	20																		
東京紡績	東京	750																		
東京紡績	東京	250																		
尼崎紡績	東京	157																		
岡山紡績	大阪	55																		
東京紡績	東京	408																		
日本紡績	愛知	30																		
和歌山織布	大阪	20																		
尼崎紡績	大阪	5																		
尼崎紡績	徳島	8																		
東洋紡織	大阪	114																		
尼崎紡績	京都	6																		

明治 40 年時における綿糸紡績会社株主名簿の分析（鈴木・小早川・和田）

会社名 6	府県	株数	会社名 7	府県	株数	会社名 8	府県	株数	会社名 9	府県	株数	会社名 10	府県	株数	会社名 11	府県	株数	会社名 12	府県	株数
東洋紡織	大阪	26																		
新山紡織	兵庫	1292																		
内、外、錦	東京	1672																		
東京紡織	東京	20																		
東京紡織	東京	750																		
東洋紡織	大阪	75	金田製織	大阪	1000	大英合資紡織	大阪	165												
東京紡織	東京	250																		
尼崎紡織	東京	157																		
大成紡織	大阪	490	東洋紡織	大阪	90	危輪紡織	大阪	1												
内、外、錦	大阪	8	白木紡織	大阪	176	金田製織	大阪	55	大成紡織	大阪	565	東洋紡織	大阪	79	危輪紡織	大阪	216	柳山紡織	大阪	30

表11 紡績会社株主所得一覧

単位：人数，円

番号	会社名	府県	全株主数	所得判明株主数	最大所得	最小所得	平均所得
1	宮城紡績電灯	宮城	249	68	12,821	507	2,462
2	下野紡績	栃木	307	95	11,857	460	2,111
3	日本綿紡織	東京	1,082	228	18,395	363	2,438
4	日清紡績	東京	1,569	378	20,099	463	2,615
5	富士瓦斯紡績	東京	924	210	20,099	460	2,920
6	鐘淵紡績	東京	1,088	264	20,099	463	2,758
7	東京紡績	東京	726	175	11,771	460	2,345
8	甲府紡績	山梨	10	6	3,641	517	1,597
9	一富紡績	愛知	270	63	5,652	503	1,374
10	三重紡績	三重	1,608	301	13,047	500	1,685
11	桑名紡績	三重	355	50	5,360	502	1,306
12	京都綿糸ル	京都	880	210	11,743	500	1,299
13	大阪織物	大阪	42	10	10,533	1,284	4,094
14	大阪合同紡績	大阪	685	165	26,070	500	1,742
15	内外綿	大阪	400	77	12,610	525	1,831
16	日本紡績	大阪	957	234	26,070	476	2,186
17	金巾製織	大阪	485	128	11,091	500	1,665
18	岸和田紡績	大阪	592	76	9,723	320	1,552
19	大成紡績	大阪	561	95	116,929	509	3,377
20	東洋紡績	兵庫	633	134	12,813	504	2,612
21	堺紡績	大阪	246	57	26,070	320	1,798
22	尼崎紡績	兵庫	602	112	12,813	521	2,465
23	郡山紡績	奈良	262	30	11,480	513	1,538
24	和歌山織布	和歌山	148	28	9,503	529	2,347
25	紀陽織布	和歌山	303	48	6,488	504	1,258
26	岡山紡績	岡山	154	24	9,101	603	1,798
27	倉敷紡績	岡山	205	35	2,926	501	1,119
28	笠岡紡績	岡山	95	23	4,704	538	1,511
29	松山紡績	愛媛	375	43	11,567	506	1,724
30	讃岐紡績	香川	205	15	4,801	605	1,594
31	阿波紡績	徳島	136	48	4,517	505	1,239
32	大分紡績	大分	231	44	5,995	534	1,445
合計			16,385	3,474			

島徳蔵、島徳次郎、野村徳七、野本貞次郎)の持株状況を示し、大正2年前後の時期として13名(福島浪蔵、小池国三、柳広蔵、鈴木圭三、神田_x 蔵、今井又治郎、粉山半三郎、山内卯之助、野村徳七、野村実三郎、加島安治郎、島徳蔵、小川平助)の持株状況を示している。そこで、本稿が扱った32社の株主名簿でこれらの人物の紡績会社の株式所有状況を見たのが表18である。

また、本稿で扱った32社の紡績会社の株式を所有している株式仲買人について、野田正穂氏の『日本証券市場成立史 - 明治期の鉄道と株式会社金融』に登場する株式仲買人と照合してみたい。野田氏の著作「第5章鉄道株流通市場の展開」中の「第4節 証券業の機能とその発展」には、具体的な株式仲買人の名前が登場する。第5-14表「大阪現物商の鉄道株保有状況」には、竹原友三郎、黒川幸七、高木又次郎、野村徳七の4名が掲げられている(注¹⁵)。本稿で対象とした紡績会社の株主名簿にも、この4名が登場する。先の表17からも分かるように、野村徳七が12社、高木又次郎が9社、竹原友三郎が8社、黒川幸七が6社の株式を所有している。

また表5-15「1890年代末の銀行と仲買人・現物商との取引関係」(注¹⁶)に登場する仲買人・現物商は、神田_x 蔵、吉川金兵衛、福島浪蔵、田中勝之助、秋山幾太郎、渡辺勘三郎、今井文吉、野本貞治郎、小池国三、半田庸太郎、鷺尾銀四郎、山藤富次郎、藤田栄次郎、阿部

(注15) 野田正穂,『日本証券市場成立史 明治期の鉄道と株式会社金融』(有斐閣,1980年4月),280ページ。

(注16) 同上,284ページ。

明治 40 年時における綿糸紡績会社株主名簿の分析（鈴木・小早川・和田）

表12 株主の所得分布

単位：人數，円

番号	会社名	300 - 500円	500 - 1,000円	1,000 - 2,000円	2,000 - 3,000円	3,000 - 5,000円	5,000 - 10,000円	10,000 - 30,000円	30,000 - 50,000円	50,000 円以上	人数	所得合計	所得平均
1	宮城紡績電灯	23	22	6	7	7	3				68	167,408	2,462
2	下野紡績	1.	30	32	10	12	8	2			95	200,538	2,111
3	日本絹紡織	1	69	72	33	25	18	10			228	555,953	2,438
4	日清紡績	1	110	120	45	46	40	16			378	988,297	2,615
5	富士瓦斯紡績	2	55	61	26	27	27	12			210	613,263	2,920
6	鐘淵紡績	1	78	76	35	32	26	16			264	729,243	2,759
7	東京紡績	1	56	55	20	20	17	6			175	410,414	2,345
8	甲府紡績		2	3		1					6	9,581	1,597
9	一宮紡績		34	17	4	7	1				63	86,565	1,374
10	三重紡績		118	101	43	24	13	2			301	507,063	1,685
11	桑名紡績		22	17	9	1	1				50	65,283	1,306
12	京都綿ネル		103	74	19	9	4	1			210	272,799	1,299
13	大阪織物			5		2	2	1			10	40,939	4,094
14	大阪合同紡績		83	46	18	7	9	2			165	287,414	1,742
15	内外綿		23	34	7	10	2	1			77	140,952	1,831
16	日本紡績	1	69	89	34	18	18	5			234	511,582	2,186
17	金巾製織		60	41	9	10	7	1			128	213,157	1,665
18	岸和田紡績	2	33	27	7	4	3				76	117,942	1,552
19	大成紡績		37	31	10	6	7	3		1	95	320,856	3,377
20	東洋紡織		39	46	15	9	21	4			134	350,063	2,612
21	堺紡績	1	28	18	4	4	1	1			57	102,461	1,798
22	尼崎紡績		35	37	15	9	12	4			112	276,066	2,465
23	郡山紡績		12	14	2	1		1			30	46,141	1,538
24	和歌山織布		9	10	1	4	4				28	65,721	2,347
25	紀陽織布		27	17	1		3				48	60,389	1,258
26	岡山紡績		11	7	3	2	1				24	43,157	1,798
27	倉敷紡績		20	11	4						35	39,148	1,119
28	笠岡紡績		8	11	1	3					23	34,763	1,511
29	松山紡績		23	12	3	2	2	1			43	74,118	1,724
30	讃岐紡績		7	4	2	2					15	23,916	1,594
31	阿波紡績		22	20	4	2					48	59,478	1,239
32	大分紡績		16	22	2	2	2				44	63,592	1,445
合計と平均		11	1,262	1,152	392	308	256	92			1	3,474	7,477,260

備考) 合計と平均の欄にある、所得平均の2,152円は、所得合計を人數の合計で除したものである。

之助、木島新吉の 15 名である。このうち、神田鑄蔵、吉川金兵衛、福島浪蔵、渡辺勘三郎、今井文吉、野本貞治郎、小池国三、半田庸太郎、藤田英次郎、阿部鉄之助の 10 名が株主として登場する。これを掲げたのが表 19 である。

さらに、『山一證券史』では、第 4 章証券業者の進出の第 1 節が「仲買人の成長と現物問屋の発生」と題され、東京株式取引所における株式仲買人の成長を扱っている。「東株仲買人は、取引所法が施行された（明治 - 鈴木）26 年の末には 70 名に達していた。やがて日清戦争の好景気で株式売買が活発化するにつれて、株式仲買業もまた繁忙をきたし、売買高は年々増加し開業希望者が多かったので、29 年末東株では仲買人定員数を 70 名から 100 名に増加したい旨申請を農商務省に提出している。当時の仲買人は総数 68 名であった。」（注 17）しかし、株式市況は明治 29（1896）年から反動期に入り、明治 32（1988）年に始まった政府による取引所整理方針の影響によって仲買人の数は減少に転じた。その上に、勅令によって限月短縮令が公布され、株価は公布と同時に下落していった。そのため勅令の公布とともに株価は下落していく。そのため、東株仲買人は勅令実施延期成会委員を選出した。その後も不振が続いたが、日露戦争を契機に株式市場は活況に転じ、「新規開業はとくに株価上昇のはげしかった（明治 - 鈴木）39 年後半に集中し、開業 16 名、総数 70 名にまで回復し」（注 18）たのである。

(注 17) 『山一證券史』（同社 社史編纂室、昭和 33 年）130 ページ。

(注 18) 同上、133 ページ。

表13 所得上位延べ22名の株式所有と諸税支払いと家業

会社名	株数	株主名簿			商工人名録		
		名前	府県	所得税 (印)	営業税 (印)	家業	所得額
大成紡績	500	滝川弁三	兵庫	23795.08	2872.56	燐寸製造業	116,929
大阪合同紡績	8	河盛又三郎	大阪	2111.7	575.72	醤油醸造販売	26,070
日本紡績	60	河盛又三郎	大阪	2111.7	575.72	醤油醸造販売	26,070
堺紡績	300	河盛又三郎	大阪	2111.7	575.72	醤油醸造販売	26,070
日清紡績	1,750	岩崎清七	東京	1628.04	172.53	米穀商	20,099
富士瓦斯紡績	300	岩崎清七	東京	1628.04	172.53	米穀商	20,099
鐘淵紡績	840	岩崎清七	東京	1628.04	172.53	米穀商	20,099
日清紡績	200	小野光景	神奈川	1534.02	686.42	蚕糸貿易商	18,939
日本絹綿紡織	50	藤田勘蔵	東京	1489.97	84.16	米穀商	18,395
日清紡績	400	藤田勘蔵	東京	1489.97	84.16	米穀商	18,395
日清紡績	300	茂木七郎右衛門	千葉	1450.06	3552.9	醤油味醂製造業	17,902
富士瓦斯紡績	2,940	茂木七郎右衛門	千葉	1450.06	3552.9	醤油味醂製造業	17,902
鐘淵紡績	200	茂木七郎右衛門	千葉	1450.06	3552.9	醤油味醂製造業	17,902
三重紡績	100	中埜又左衛門	愛知	978.5	1540.26	清酢製造業	13,047
宮城紡績電灯	35	安部幸兵衛	神奈川	961.56	312.6	砂糖貿易商	12,821
日清紡績	2,150	安部幸兵衛	神奈川	961.56	312.6	砂糖貿易商	12,821
鐘淵紡績	1,200	安部幸兵衛	神奈川	961.56	312.6	砂糖貿易商	12,821
日本絹綿紡織	100	八木与三郎	大阪	961	212.5	錦糸商	12,813
鐘淵紡績	3,600	八木与三郎	大阪	961	212.5	錦糸商	12,813
大成紡績	700	八木与三郎	大阪	961	212.5	錦糸商	12,813
東洋紡織	150	八木与三郎	大阪	961	212.5	錦糸商	12,813
尼崎紡績	30	八木与三郎	大阪	961	212.5	錦糸商	12,813

さて、勅令実施延期期成会委員の顔ぶれと、彼らが本稿で取り上げた紡績会社の株式を所有していたのか否か、また『明治40年 日本全国商工人名録』に記載されているか否かをまとめたのが表20である。これによれば、20人中15人が、株式を所有し、かつ家業と所得税・営業税が判明する。所得税から算した所得が1万円を越える人物は5名いる。半田庸太郎、小布施新三郎、福島浪蔵、小池国三、藤田英次郎である。因みに15名の所得の平均は、7072円であるから、先に見た株主の所得分布と比較すると、高所得者の部類に属する。

最後に「専門経営者」の台頭という点については、森川英正氏の研究がある(注19)。上で述べてきた株式仲買人の他に、「専門経営者」が散見されるのである。一例として、著名な「専門経営者」ないし専門経営者出身の大株主経営者5人の株式所有状況は次のとおりであった。

飯田義一	日本絹綿紡織(350株)、鐘淵紡績(418株)、大阪織物(200株)、大阪合同紡績(2,569株)、堺紡績(1,500株)
菊池恭三	日本紡績(790株)、東洋紡織(1,400株)、尼崎紡績(2,121株)
和田豊治	日清紡績(100株)、富士瓦斯紡績(2,500株)、大分紡績(1,000株)
武藤山治	日本絹綿紡織(295株)、鐘淵紡績(2,410株)
朝吹英二	鐘淵紡績(200株)、大阪織物(200株)、大分紡績(300株)

その他、森川英正氏が取り上げた専門経営者の中で、本稿が取り上げた紡績会社の株式を所有している状況と就任している役職については表21で取り上げた。この表21によれば、52名の専門経営者が株式を所有していることが分かる。菊池恭三の尼崎紡績、武藤山治の鐘淵紡

(注19) 森川英正『日本経営史』(日本経済新聞社、1981年)

績、和田豊治の富士瓦斯紡績そして斎藤恒三の三重紡績のように、自らが役員として関与している会社の株式を所有している場合の他に、株主として紡績会社の株式を所有しているケースが多く見られた。

この点に関して、森川英正氏は、かつて、明治期の綿紡績会社における役員層の研究において、専門経営者が大株主化していくという事実を指摘しており（注²⁰），上記はそのことを追認させるものである。とくに菊池恭三は、社長職にある尼崎紡績および東洋紡織においてそれぞれ 3 位、1 位の大株主であった（日本紡績では取締役）。彼らは、実質的なリーダーである会社の大株主であつただけでなく他の紡績会社の株主でもあったという事実も確認しておきたい（注²¹）。

結語

以上の分析を整理するとともに前稿の 31 年時との比較を行なうことで結語としたい。

第 1 に、株主と株式の府県・地域分布については、以下の知見が得られた。明治 40 年段階では、紡績会社の本社設立府県での株主と株式は最大であったものの、50 % に満たない会社も散見される。下野紡績、鐘淵紡績、三重紡績、大阪織物、金巾製織、東洋紡織、尼崎紡績の 7 社である。株主が分散していったことが分かる。株式の場合も同様である。株式の府県分布では、下野紡績の他三重紡績、大阪織物、金巾製織、東洋紡織、尼崎紡績の 6 社は 50 % を割っている。その一方、鐘淵紡績は東京在住の株主が所有する株式は 58.8% であった。東京、大阪に本店を置く紡績会社では、株主の分散は進んだものの、株式では集中していることが分かる。これは、東京、大阪在住の株主、殊に株式仲買人の台頭や専門経営者の進出に対応したものである。

第 2 に、株主の所得では、明治 31 年と比べると、大きな変化が見られた。まず第 1 点は、明治 31 年時点で見られた 3 万円以上の所得階層が激減したことである。明治 40 年では 3 万円以上の所得を上げている人物は滝川弁三ただ一人であった。

第 2 点は、所得分布において、500 円から 1000 円層が最も多く、そして 1000 円層から 2000 円層がこれに次いだ。明治 31 年と比べると、明らかに相対的に低い所得階層の株主が多数を占めていたことである。

第 3 に、紡績会社役員の株式保有については、次のように言えよう。株式所有の多い順に株主を並べた場合、役員はどの位置にいたのだろうか。大株主を、今、上位 10 人を大株主とすれば、役員の平均で 10 位以上を占めるのは、一宮紡績、桑名紡績、大阪織物、岸和田紡績、大成紡績、東洋紡織、尼崎紡績、倉敷紡績の 8 社であった。逆に、役員が最も低い位置を占めていたのは、鐘淵紡績で 226 位であった。これに次いで、大阪合同紡績、富士瓦斯紡績、日清紡績、三重紡績、日本絹綿紡織が続いている。先に見た、専門経営者が所有している会社に対応すると同時に、専門経営者の進出が見られた会社でもあった。所有者から専門経営者への移

(注 20) 森川英正「明治期綿紡会社における取締役層の変化」（大塚久雄、安藤良雄、松田智雄、関口尚編『日本資本主義の形成と発展』昭和 43 年、東京大学出版会）、176-7 ページ。

(注 21) 紡績会社における専門経営者の進出と経営的意義については、岡崎哲二『戦前日本における専門経営者雇用の決定要因と効果：紡績会社を中心として』（東京大学大学院 ディスカッションペーパー、CIRJE-J-116、2004 年 7 月）を参照されたい。

明治 40 年時における綿糸紡績会社株主名簿の分析（鈴木・小早川・和田）

役員の大株 主順位	所得が分か る役員数	役員平均 所得	『役員録』 記載役員数								
39	41								2	1,944	7
21	21								3	4,093	7
12	12	37	49	121					1	11,743	10
9	9	15	17	26	32	32	40	102	328	9	7,877
81	116	204							4	5,304	8
146	146	358	358	559					2	6,168	11
8									1	3,031	5
35	66	96							5	1,553	6
47									3	4,094	5
44	309								5	4,589	8
66											5
16	17	22									1
13	15	28							2	1,389	7
7	9	10							1	4,145	6
12	15	35							4	3,633	8
11											6
9	15	21	22	23	25				3	2,941	8
10	12	13	14	15	18	23			2	1,207	5
17	19	20							4	6,717	8
20	36	37							5	1,645	8
22									1	2,038	6
17	18	21	25						5	820	13
16	24	37							4	2,393	8
15	15	31	31								9

明治 40 年時における綿糸紡績会社株主名簿の分析（鈴木・小早川・和田）

会社名 6	府県	株数	会社名 7	府県	株数	会社名 8	府県	株数	会社名 9	府県	株数	会社名 10	府県	株数	会社名 11	府県	株数	会社名 12	府県	株数
大成紡績	大阪	410	東洋紡織	大阪	90	尼崎紡績	大阪	1												
内 外 綿	大阪	8	日本紡績	大阪	170	金巾製織	大阪	55	大成紡績	大阪	505	東洋紡織	大阪	70	尼崎紡績	大阪	816	郡山紡績	大阪	40

会社名 8	府県	株数	会社名 9	府県	株数	会社名 10	府県	株数	会社名 11	府県	株数	会社名 12	府県	株数	家業	所得税(円)	営業税(円)	所得税(円)	備考
和歌山織布	大阪	6													株式取引仲買	203000	514500	4,413	
															有価証券仲買商	25000	90000	992	
東洋紡織	大阪	13	和歌山織布	大阪	20										公債株券仲買業	163000	150000	3,543	
金巾製織	大阪	55	大成紡績	大阪	505	東洋紡織	大阪	70	尼崎紡績	大阪	816	郡山紡績	大阪	40	有価証券仲買商	12000	600	野村総合商事	
															有価証券現物売買商	90000	33460	2,302	
															有価証券現物先買商	97110		2,484	
															株式取引所仲買	665100	797300	11,085	
															株式取引所仲賣	28500		1,131	
															株式取引所仲買	275890	149270	5,998	
															株式取引所仲買	374720	597700	6,245	
															株式取引所仲買	706230	600270	11,771	
															株式取引所仲買	807150	862960	10,762	
															株式取引所仲買	606110	555490	10,102	
															株式取引所仲買	292410	16350	6,357	

補 論

明治 31 年時についての前稿と同じように、山口和雄編著『日本産業金融史研究 紡績金融篇』巻末附録に記載されていない紡績会社について記すこととしたい。大阪紡織の 1 社が該当する。大阪紡織の実態は表 22 に示されている。

(1) 所得税の変遷

所得税法は、明治 20 (1887) 年、3 月 23 日、勅令第 5 号によってわが国で始めて導入された。資産あるいは営業より生じる所得が年 300 円以上である者に課せられることになったのである（注 22）。

所得額に従って 5 段階に所得税の等級が別れ、それぞれに異なる税率が課せられた。具体的には、次の通りである（注 23）。

第 1 級	所得金高 3 万円以上	3 %
第 2 級	所得金高 2 万円以上 (3 万円未満)	2.5 %
第 3 級	所得金高 1 万円以上 (2 万円未満)	2 %
第 4 級	所得金高 1 千円以上 (1 万円未満)	1.5 %
第 5 級	所得金高 300 百円以上 (1 千円未満)	1 %

それぞれの等級の税率は、所得金高すべてに、一律に課せられるものであった。そのため、等級前後では、税額に不連続が生じ、不公平感を招いた。例えば、9 千 9 百円と 1 万円では、前者が 148 円 50 銭の所得税が後者では 200 円になる。100 円の相違が 50 円以上の変化となる。限界税率が 50 % 以上となるわけである。

その後、所得税は、大きく分けて 3 つの流れを伴った。第 1 は、増税基調の下で税率が上昇したことである。第 2 は、不公平感をなくすために 5 つの等級から、より多数の等級に分かれていったことである。第 3 は、全所得に当該等級の 1 つの税率が課せられる方式から、所得金額を各等級区分し、それぞれに異なった税率が適用される、「遜次方式」への移行である。

明治 32 年 2 月 13 日、所得税が改正（法律第 17 号）された。第 1 種の法人への所得、第 2 種の公社債の利子所得、第 3 種のその他の所得に分けられたのである。本稿が対象とする個人の所得は第 3 種所得に属することになった。

第 3 種の所得は、10 万円以上から、300 円以上まで 12 段階に分けられることになる一方、税率も増加した。詳細は次の通りである。

10 万円以上	5.5 %
5 万円以上 (10 万未満)	5 %
3 万円以上 (5 万円未満)	4.5 %

(注 22) 以下は、『法令全書』による。

(注 23) 前掲、石井論文参照。また、前稿で扱った明治 31 年では、この 5 段階の所得と所得税率を用いている。

表22 東洋紡織

東洋紡職（明治39年10月創立、発行株数40,000株、株主数633名） (単位：円)

会社名	株数	順位	名前	府県	役職	所得税	営業税	家業	所得
東洋紡織	1,400	1	菊池 恭三	大阪	社長				
東洋紡織	1,400	1	瀬尾喜兵衛	大阪	取締役	570.2	-	質商	9,503
東洋紡織	1,230	3	田代重右衛門	岐阜	取締役				
東洋紡織	1,192	4	本咲利一郎	兵庫	監査役				
東洋紡織	1,123	5	辻 幸治郎	滋賀					
東洋紡織	1,062	6	小寺 成蔵	岐阜	監査役				
東洋紡織	1,033	7	山口 玄洞	大阪	取締役	945.72	2582.56	洋反物商	12,610
東洋紡織	998	8	広岡 恵三	大阪					
東洋紡織	846	9	阪上新治郎	大阪	取締役	70.31	-	海魚仲買業	2,038
東洋紡織	692	10	前川善三郎	滋賀	監査役	106.31	478.31	旅人宿業	2,719
東洋紡織	650	11	亀岡徳太郎	大阪					
東洋紡織	526	12	中尾 勝	大阪					
東洋紡織	505	13	梅阪 直七	大阪		10.5	-	有価証券仲買商	525
東洋紡織	440	14	太田市太郎	静岡					
東洋紡織	387	15	田代 豊	兵庫					
東洋紡織	353	16	藤本清兵衛	大阪		36.8	8.4	海魚料理店	1,067
東洋紡織	324	17	大庭野義行戸田銳之助	岐阜					
東洋紡織	305	18	久井亥太郎	兵庫					
東洋紡織	300	19	林 清志	兵庫					
東洋紡織	300	19	瀬尾 ツル	大阪					
東洋紡織	296	21	大林 保吉	兵庫					
東洋紡織	296	21	阿波野庄平	大阪		16.04	10.01	酒商	637
東洋紡織	293	23	櫻原栄太郎	兵庫					
東洋紡織	286	24	福本元之助	大阪					
東洋紡織	276	25	岩田 正一	大阪		11.48	-	三品取引所仲買	574
東洋紡織	270	26	牧野嘉十郎	兵庫					
東洋紡織	250	27	奥田吉右衛門	兵庫		34	27.86	魚仲買商	1,349
東洋紡織	242	28	瀬尾 喜美	大阪					
東洋紡織	226	29	谷 重	岐阜					
東洋紡織	207	30	川上 利助	大阪					
東洋紡織	200	31	岩田惣三郎	大阪		354.6	220	綿糸商	5,910
東洋紡織	200	31	和田智恵次	大阪					
東洋紡織	200	31	矢辺清兵衛	大阪		37.56	24.65	藍問屋	1,089
東洋紡織	200	31	前川 善助	大阪					
東洋紡織	200	31	瀬尾 喜多	大阪					
東洋紡織	200	31	古井 由之	岐阜					
東洋紡織	188	37	戸田銳之助	大阪					
東洋紡織	183	38	岩越彦次郎	岐阜					
東洋紡織	183	38	鈴木 幸作	静岡		121.55	195.2	醤油醸造業並販売	3,109
東洋紡織	166	40	寺岡五郎平	兵庫		35.15	28.11	醤油製造業	1,019
東洋紡織	150	41	大原 忠隆	大阪					
東洋紡織	150	41	川田 豊七	大阪		299.3	137.5	木綿大物商	6,507
東洋紡織	150	41	加島安治郎	大阪					
東洋紡織	150	41	八木与三郎	大阪		961	212.5	綿糸商	12,813
東洋紡織	150	41	越ヶ谷寿太郎	大阪					
東洋紡織	150	41	浅野 英夫	大阪					
東洋紡織	150	41	竹内 圭作	静岡					
東洋紡織	150	41	中森 奈美	三重					
東洋紡織	133	49	伊藤忠兵衛	大阪		694	-	呉服商	11,567
東洋紡織	133	49	伊藤 秀雄	大阪		17.2	3.8	莫大小商	683
東洋紡織	133	49	杉山喜右衛門	大阪		60.86	-	株式取引仲買	1,764
東洋紡織	130	52	駒井 巷	兵庫		67.77	16.5	洋反物商	1,964
東洋紡織	126	53	田村駒治郎	大阪					

2万円以上(3万円未満) 4 %
 1万円以上(2万円未満) 3 %
 5千円以上(1万円未満) 2.5 %

明治 40 年時における綿糸紡績会社株主名簿の分析（鈴木・小早川・和田）

3 千円以上 (5 千円未満)	2 %
2 千円以上 (3 千円未満)	1.7 %
1 千円以上 (2 千円未満)	1.5 %
5 百円以上 (1 千円未満)	1.2 %
3 百円以上 (5 百円未満)	1 %

所得税はその後、明治 34 年 4 月 4 日に改正（法律第 17 号）されたが、文言の修正であり、税率の変化はない。所得税にとっては、明治 38 年 1 月 1 日に公布された非常特別税法の改正（法律第 1 号）の影響が大きい。日露戦争の戦費調達を目的に非常特別税法が改正された結果、所得税に連動して非常特別税が課せられることになった。全面的な増税であった。その内容は次の通りである。

所得金額 5 百円未満	所得税法による税額 10 割
所得金額 1 千円未満	所得税法による税額 11 割
所得金額 5 千円未満	所得税法による税額 13 割
所得金額 1 万円未満	所得税法による税額 14 割
所得金額 1 万 5 千円未満	所得税法による税額 15 割
所得金額 2 万円未満	所得税法による税額 17 割
所得金額 3 万円未満	所得税法による税額 19 割
所得金額 5 万円未満	所得税法による税額 21 割
所得金額 10 万円未満	所得税法による税額 24 割
所得金額 10 万円以上	所得税法による税額 27 割

その結果、先の明治 32 年に改正された所得税に、以上の非常特別税を加えると、次のような税体系となった。

10 万円以上	5.5 %	20.35 %
5 万円以上 (10 万円未満)	5 %	17 %
3 万円以上 (5 万円未満)	4.5 %	13.95 %
2 万円以上 (3 万円未満)	4 %	11.6 %
1 万 5 千円以上 (2 万円未満)	3 %	8.1 %
1 万円以上 (1 万 5 千円未満)	3 %	7.5 %
5 千円以上 (1 万円未満)	2.5 %	6 %
3 千円以上 (5 千円未満)	2 %	4.6 %
2 千円以上 (3 千円未満)	1.7 %	3.91 %
1 千円以上 (2 千円未満)	1.5 %	3.45 %
5 百円以上 (1 千円未満)	1.2 %	2.52 %
3 百円以上 (5 百円未満)	1 %	2 %

これが明治 40 年時点での所得税率であった。

所得税はその後、大正2年4月8日に改正され（法律第13号）、先にしるした遞次方式による課税方式が導入された。また所得税が課せられる最低所得はそれまでの300円から400円に引き上げられた。税率は次の通りである。

1,000円以下	2.5%
1,000円超 2,000円以下	3.5%
2,000円超 3,000円以下	4.5%
3,000円超 5,000円以下	5.5%
5,000円超 7,000円以下	7%
7,000円超 1万円以下	8.5%
1万円超 1万5,000円以下	10%
1万5,000円超 2万円以下	12%
2万円超 3万円以下	14%
3万円超 5万円以下	16%
5万円超 7万円以下	18%
7万円超 10万円以下	20%
10万円超	22%

(2) 同一人物の特定手順

「株主名簿」と『明治40年 日本全国商工人名録』に記載されている人物が同一人物であるのか、異なった同姓同名の人物なのかは、次の手続きに従った、

両者が同姓同名であり、かつ住所が同一府県であって、該当する人物が1人の場合、同一人物とみなした。

両者が同姓同名であり、かつ住所が同一府県であって、該当する人物が複数いる場合には、個別に同一人物であるか否かを判定した。

(1) 歴史上著名な人物で、家業などが判明している場合には、抽出したデータから、当該人物を選んだ。

(2) 異なった家業であっても、類似した家業である場合（例えば、白米商、米穀問屋）には、同一人物と見なし、所得税の多い方を基準に所得を算出した。

(3) 異なった家業であっても、住所が市町村郡レベルで同じで、所得税が同じ場合には、同一人物と見なした。

(4) 異なった家業であっても、一方の家業が金銭貸付業の場合には、同一人物の副業と見なし、同一人物と見なした。所得税の多い方を基準に所得を算出した（注24）。

(5) 家業も住所も異なっており、かつ所得税が異なっている場合には別人と見なし、所得の算出からは除外した。

(注24) 異なった家業であっても、一方の家業が金銭貸付業の場合には、同一人物の副業と見なし、同一人物と見なした、という判断については、例えば中西聰「20世紀前半における地方資産家の収益とその運用 - 石川県橋立村酒谷宗七家の事例を中心として - 」（『経済科学』第50巻第4号、2003年3月）を参照されたい。